

令和 8 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課

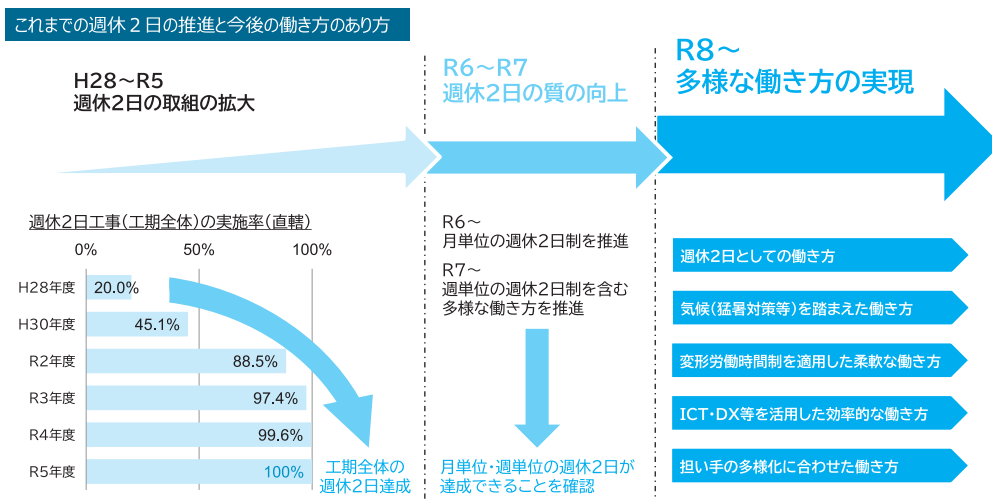
1. はじめに

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定しています。今般、令和 8 年度から適用する新基準等として、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、公共工事に従事する者の労働環境の改善や円滑な施工体制の確保など、現場の実態を踏まえた各種改定を行いました。本稿では、これらの主な基準改定の概要を紹介します。

2. 直轄土木工事等における主な積算改定項目

(1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休 2 日を含む週休 2 日が可能な業界であることを確認しました。今後は、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していきます（直轄土木工事は「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了。図－1）。



図－1 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

【概要】 ○建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要 ○猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要 ○施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ	
来季に向けて実施する具体的な施策・取組	
1. 猛暑期間・時間の作業回避 (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注 ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定 ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定 (1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注 ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】 (1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記 ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施 ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】 (1-4) 猛暑時間の施工回避 ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定 ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】 (1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット) ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】 (1-6) 適切な設計図書を作成 (1-7) 労働実態の把握	2. 効率的な施工、作業環境の改善 (2-1) i-Construction 2.0の推進 ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速 (2-2) 作業環境の改善 ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等) ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】 ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】 3. 猛暑対策に必要な経費等の確保 (3-1) 熱中症対策に係る経費 ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上 ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】 (3-2) 直接工事費 ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更 ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し 4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開 (4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】 ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等 (4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】 (4-3) 好事例の横展開【新規】
中長期的な課題への対応	
・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策 ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論	

図-2 建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】(令和7年12月23日公表)

また、多様な働き方の一環として、「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」に基づき、猛暑対策を支援していきます(図-2)。

査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していきます。

(2) 一般管理費等率の改定

最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定しました(図-3)。

引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調

(3) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容(率計上分)を見直しました。また、より

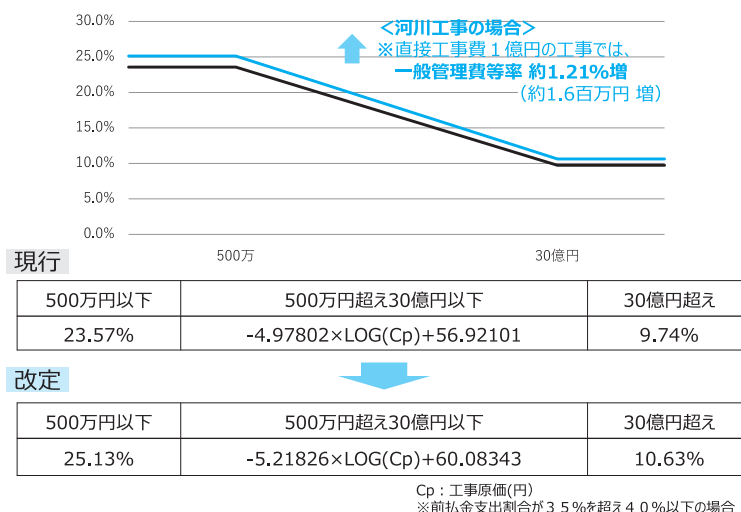


図-3 一般管理費等率の改定

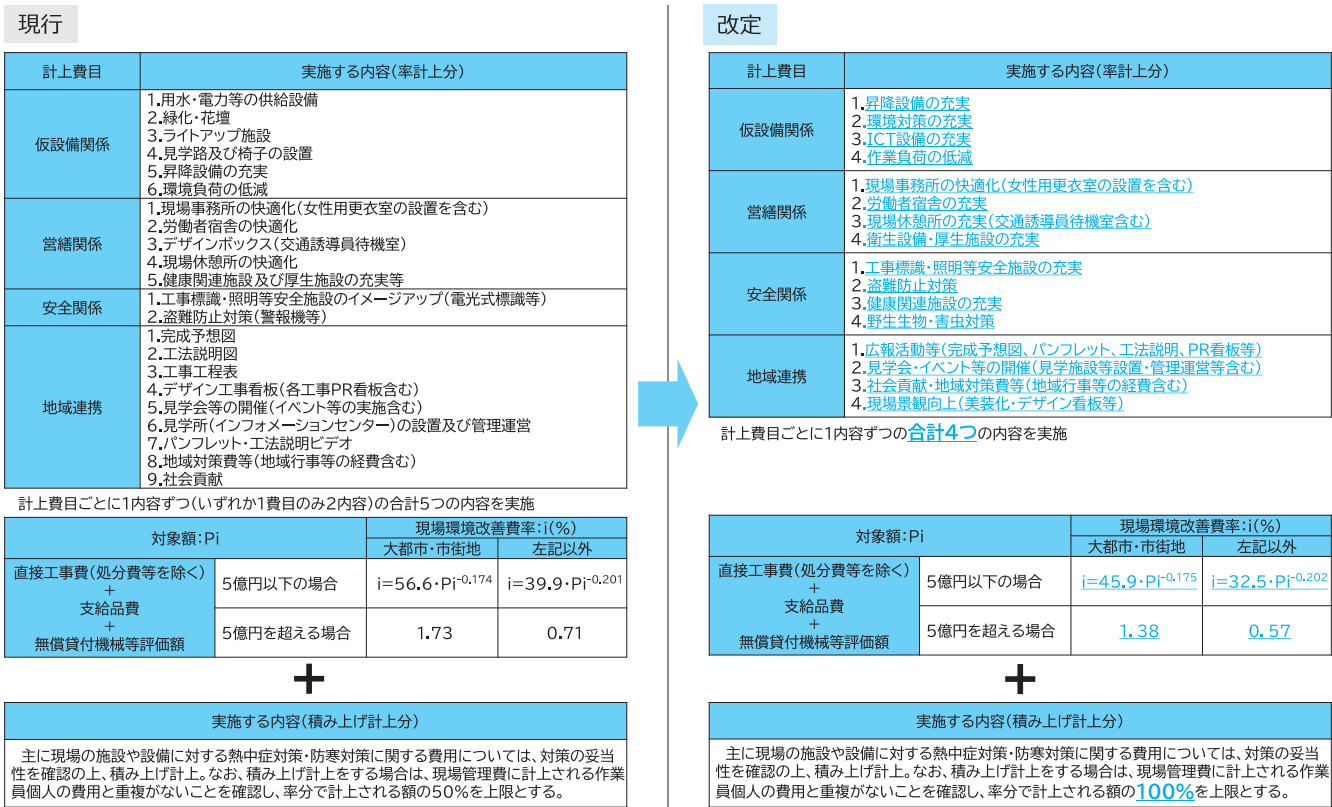


図-4 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化しました(図-4)。

(4) 快適トイレの費用計上の拡充

最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上

限基数を撤廃しました(設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定。図-5)。

(5) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定
資材基地等から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施しました。

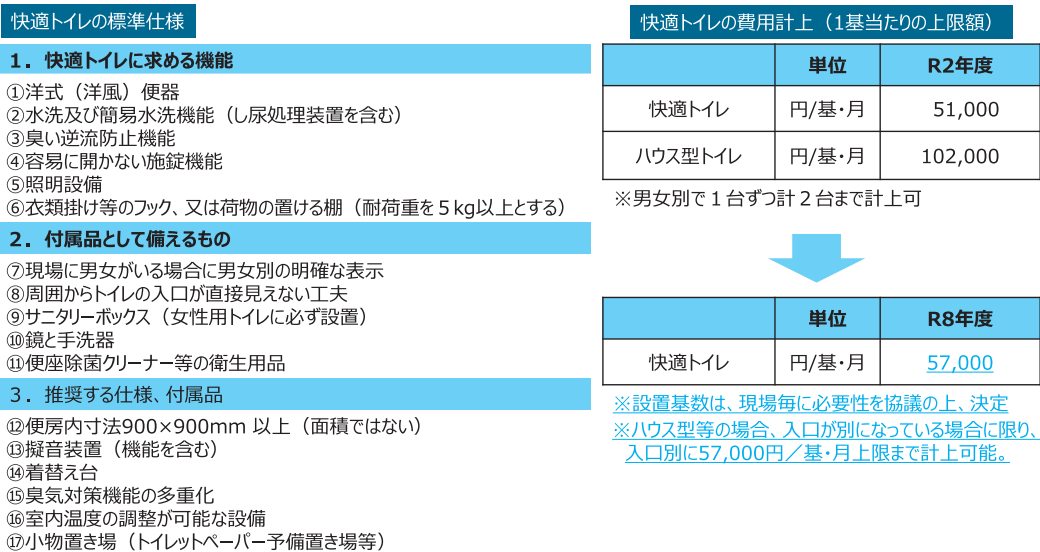


図-5 快適トイレの費用計上の拡充

令和7年度は、トンネル工事や砂防工事等においても現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和8年度の歩掛改定に反映しました。

また、建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。

更に、建設現場の作業管理として行われている作業休止時間が増えたことにより実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見

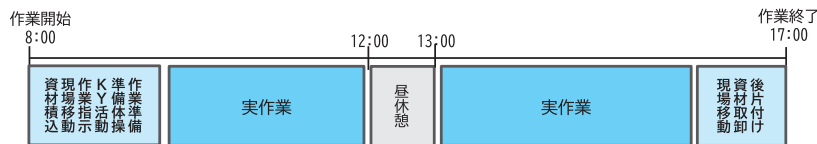
られたことから、歩掛改定に反映しました（図－6）。

(6) 施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定

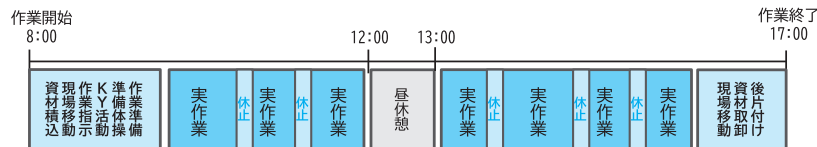
標準歩掛の適用可否の判断がしやすいように、適用範囲及び施工方法などを詳細化しました（図－7）。

また、維持修繕等に関する工種で小規模施工を考慮して歩掛改定に反映しました（図－8）。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など6工種で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒ R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

図－6 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ④ 道路打換え工 の例

1. 適用範囲

本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称している。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 日当たり平均作業量が50m²以上420m²以下の場合

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合
(2) 舗装版破碎工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合
(3) 排水性舗装、シックリフト工法、QRP工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

図－7 施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定（道路打換え工の例）

○トンネル補修工 断面修復工（左官工法）

新規

【工法概要】

トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつり取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】

・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】

・1トンネル当たりの**施工規模（修復延べ体積）**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
①延べ体積が0.1m³以下の場合：一律の歩掛
②延べ体積が0.1m³を超える場合：0.1m³当たり歩掛×修復延べ体積

【施工状況】

コンクリートはつり作業

断面修復（左官）作業

○トンネル補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工法）

改定

【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】

・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】

・1トンネル当たりの**施工規模（補修延べ延長）**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
①延べ延長が2.5m以下の場合：一律の歩掛
②延べ延長が2.5mを超える場合：1.0m当たり歩掛×補修延べ延長

【施工状況】

注入器具取付作業

注入材注入作業

図－8 施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定（トンネル補修工の例）

3. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛

令和6年能登半島地震（石川県内）の被災地においては、工事における作業効率の低下が確認されたことから、実態調査結果を踏まえ、歩掛の日当たり標準作業量の補正（復興歩掛）を新たに設定します（図－9）。

その他、平成23年東日本大震災（岩手・宮城・

福島県内）、平成28年熊本地震（熊本県内）の被災地においても、実態調査結果を踏まえ、間接工事費の補正（復興係数）や歩掛の日当たり標準作業量の補正（復興歩掛）を設定します。

(2) 品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

保険料については、品確法に適合した保険契約実績が少ないことなどから、当面は受注者（または契約予定者）から当該保険料に関する見積りを徴収し、現場管理費に上乗せ計上することで積算に反映するものとします。

石川県内（中能登・奥能登地域）における令和8年度の復興歩掛

		石川県内（中能登・奥能登地域）
発災年月日		R6.1.1
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量を 補正	適用時期	R8.4.1
	対象工種	土工・アスファルト舗装工
	補正率	土工：標準作業量を20%低減 アスファルト舗装工：標準作業量を10%低減

図－9 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛（石川県）

4. その他の現場実態を踏まえた改定等

(1) 市場単価の一部廃止

以下に示す市場単価3工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。なお、鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

①鉄筋工、②ガス圧接工、③軟弱地盤処理工

(2) 維持・修繕工事の積算等における留意事項

維持修繕工事における積算等の改善方策について、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、「維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項」をとりまとめました（図－10）。

5. おわりに

建設業が新4K、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる」そして「カッコいい」魅力的な産業となり、「地域の守り手」としての重要な役割を担い続けていただくことが重要です。

第三次・担い手3法の全面施行を踏まえ、担い手の確保、地域建設業等の維持、生産性向上などをより一層推進していくためにも、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現の支援に向け、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算基準等の改定や労働環境の改善に努めてまいります。

1. 1日未満の小規模作業に対する積算

- 監督職員は、作業場所等を考慮して **日当たり標準作業量単位で作業量を指示** するよう留意
- 施工パッケージ単価の作業の変更積算においては、**「1日未満で完了する作業の積算」の適用** を検討
- 応急処理等の1日未満の作業における実績精算では、**拘束時間や支払い実態を踏まえた積算数量を採用**
- 受注者は、当該作業の日報等を監督職員へ提出

2. 小規模・点在作業を伴う工事の諸経費

- 通年維持工事で機械の回送費や通規費等が著しく増加する場合には、**間接費にて個別の積み上げを検討**
- 施工箇所が点在する工事を発注する際には、**下記項目に留意して発注口ツトを決定**
 - ①1箇所当たりの工事規模(工事内容)
 - ②1工事の施工箇所(点在箇所)数
 - ③施工箇所間の距離
 - ④工事全体の規模、工期設定

3. 監理(主任)技術者の負担軽減

- 以下は監理(主任)技術者の現場立会(臨場)を必須とせず、**事前・事後確認により作業時の臨場を省略可能**
 - ①目的物の品質管理等が不要である作業
 - ②緊急であり迅速な対応が必須である作業
 - ③その他受発注者で協議し、立会不要と認める作業
- 工事受注者が緊急作業に対する発注者からの連絡体制を構築する上では、以下の運用も可能
 - ①緊急連絡先の電話番号を固定し、**監理技術者を含めた受注者の職員が輪番で担当**
 - ②現場代理人と監理(主任)技術者が兼務の場合等は、**本社(本店)の社員を連絡受報者に登録**

4. 連絡体制確保に対する経費の取扱い

- 緊急作業のために待機等が必要になる場合は、監督職員は受注者に対して明確に指示を発出することを前提とし、**待機開始時点から後片付けまでの時間を対象に実績で精算**
- 最終的に**作業(出勤)しなかった場合でも、待機指示を出した場合には、同様に実績で精算**
- 受注者に対して連絡体制の確保(自宅待機)を指示した際、**連絡体制の第一受報者を拘束したと判断される場合には、費用の計上を検討**

図－10 維持・修繕工事の積算等における留意事項